

## 国民健康保険

### 資格確認書 マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い 資格情報のお知らせを交付します

現在お持ちの被保険者証は7月31日が期限となっています。6月末以降に、これまでの被保険者証に代わるものとして資格確認書を、マイナ保険証の利用登録済みの方には資格情報のお知らせを送付します。8月1日以降に医療機関を受診の際には、資格確認書かマイナ保険証を使用してください。

(注)「資格情報のお知らせ」は、医療機関でマイナ保険証の読み取りができない時などに、マイナ保険証とともに提示することで利用できます。

## 後期高齢者医療制度

### 資格確認書を交付します

75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度の被保険者となっています。

7月中旬に、これまでの被保険者証に代わるものとして資格確認書を、マイナ保険証登録の有無に関わらず全員の方に送付します。8月1日以降に医療機関を受診する際には、資格確認書かマイナ保険証を使用してください。

# 国保加入者 後期高齢者医療被保険者 の皆さんへ

## ■医療機関の窓口で支払う一部負担金について

70～74歳の国保資格確認書、または後期高齢者医療資格確認書に示される自己負担割合は、前年の住民税課税所得に応じて決められ、毎年8月1日から1年間適用されます。



種別	判定基準	医療費の負担割合
国民健康保険	同じ世帯で国保に加入している70歳から74歳の被保険者のうち、住民税課税所得145万円以上の方がいる場合	3割
	<ul style="list-style-type: none"> <li>年収が一定額以下(例①、②)で申請した場合</li> <li>例) ①2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満</li> <li>②単身世帯で収入が383万円未満</li> </ul>	2割
	上記以外の場合	
後期高齢者医療制度	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税課税所得が28万円以上の方がいて、次の①または②に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者数が1人の場合 年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上</li> <li>②被保険者数が2人以上の場合 年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上</li> </ul>	2割
	上記以外の場合	1割

※所得に応じて自己負担割合等が決まります。申告の必要な方は忘れずに申告をしてください。